

- ・定款に定めることで監事の権限を会計監査のみに限定する場合、理事会の招集請求権の付与等組合員の権限が強化されます。
- ・上記の変更は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了後以降に適用されます。その他の組合も含め詳細は中央会にお問い合わせ下さい。

(4) 決算関係書類等に関する手続きが明確化されました

- ・これまで、理事は、①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされてきました。
- ・今後、①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない、②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知と共に組合員に提供しなければならない、③組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない、とされています。

決算関係書類及び事業報告書の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知と共に決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等についてご確認ください。

(5) 会計帳簿の保存等が義務づけられます

- ・会計帳簿については、会計帳簿の閉鎖後10年間の保存が義務づけられました。

Q4

組合員数が一定数を超えると、導入される制度が異なるとのことですが、一定数とはどの程度で、具体的にどのように異なる制度となりますか？

(答)

1. 組合員数が1,000名を超えると、Q3の回答にある制度に加え、以下の制度が導入されることとなります。

(1) 監事による業務監査権限が義務となります

- ・Q3にもあるように、組合員数1,000名以下の場合、定款に定めることで、これまでどおり監事は会計監査のみを行うとすることも可能とされています。他方で、組合員数が1,000名を超える組合の監事は、必ず業務監査を行うことが必要となります（現在の組合の定款が、全国中小企業団体中央会作成の定款参考例と同様の書き方となっている場合、定款の変更が必要）。
- ・監事の権限強化は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了後以降に適用されます。その他の組合も含め詳細は中央会にお問い合わせ下さい。

(2) 監事のうち最低1名は組合員以外の者であることが必要となります

- ・組合員数が1,000名を超える場合、監事のうち最低1名は組合員以外の者（員外監事）であることが必要となります。この場合の組合員以外の者とは、「組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人」以外のものであって、かつ、就任前5年間に当該組合等の理事、使用人などでなかった者が該当します。
- ・員外監事の設置義務は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了後以降に適用されます。その他の組合も含め詳細は中央会にお問い合わせ下さい。

(3) 資産の運用先が限定されます

- ・これまで一部の中小企業組合を除き、資産の運用先について特段の制限はありませんでした。
- ・今後、組合員数1,000名を超える組合においては、資産の運用先に制限が設けられることとなっていますので、ご注意ください。運用が可能なものとしては、預貯金、国債、地方債、一定の安全性が確保された有価証券とされており、運用可能な有価証券の具体的内容については、現在検討中となっています。

(注) なお、平成19年4月1日の時点で保有している資産が、法令上認められない運用先であった場合であっても、3年間は保有し続けることが可能です。